

障害者訓練の実施状況

単位:人

	全体(19校)						国立県営(11校)						日障協(高障機構)管 (2校)						府県立(6校)			
	受講者数			就職率			受講者数			就職率			受講者数			就職率			受講者数		就職率	
	求職者		計	施設内		委託	求職者		計	施設内		委託	求職者		計	施設内		委託	在職者	計		
	施設内	委託		施設内	委託		施設内	委託		施設内	委託		施設内	委託		施設内	委託				施設内	委託
11年度	1,541	264	440	2,245	56.9%	—	1,126	264	270	1,660	52.3%	—	159	130	289	73.7%	256	40	296	66.1%		
12年度	1,484	349	385	2,218	58.6%	—	1,073	349	292	1,714	52.2%	—	176	51	227	74.2%	235	42	277	77.8%		
13年度	1,487	306	439	2,232	56.9%	—	1,065	306	306	1,677	51.9%	—	183	89	272	78.3%	239	44	283	61.6%		
14年度	1,595	381	434	2,410	57.1%	—	1,132	381	252	1,765	52.5%	—	211	142	353	69.1%	252	40	292	68.9%		

注1:施設内の受講者数については、当該年度の入校者数を記載(訓練期間は、大半が1年以内)。

注2:委託訓練については、平成16年度から大幅に拡充して実施しているところであるが、拡充前の委託訓練の就職率は調査していない。

(3) 事業主等が行う教育訓練に対する 支援

事業主等が行う教育訓練に対する国の支援策の概要

事業主等が行う教育訓練を支援するため、以下の施策を推進している。

1 事業主等に対する助成

労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上に係る取組みを促進するため、目標が明確化された教育訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリア・コンサルティングに係る体制整備を行う事業主に対して「キャリア形成促進助成金」を支給するなどの支援を行う。

2 認定職業訓練

事業主等が行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合しているものは、申請により訓練基準に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができ、この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練という。中小企業事業主・事業主団体等が認定職業訓練を行う場合、運営費、施設・設備費に対する助成を行う。

3 訓練実施に対する援助

公共職業能力開発施設においては、地域のニーズに応じた在職者に対する訓練を実施しているほか、事業主等に対し、施設の貸与、指導員の派遣等を行っている。

また、各都道府県職業能力開発協会、雇用・能力開発機構都道府県センター、公共職業能力開発施設等において、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

キャリア形成促進助成金の概要

〔基本的要件〕

- 労働組合等の意見を聴いて、事業内職業能力開発計画及びこれに基づく年間職業能力開発計画を作成している事業主であって、当該計画の内容をその雇用する労働者に対して周知しているものであること。
- 職業能力開発推進者を選任していること。

①訓練給付金

年間職業能力開発計画（以下「計画」という。）に基づきその従業員に職業訓練を受けさせる場合の助成（原則150日分限度）

- ・ 職業訓練に要した経費の1/4（中小企業1/3）
- ・ 職業訓練期間中に支払った賃金の1/4（中小企業1/3）

②職業能力開発休暇給付金

計画に基づき、教育訓練、職業能力評価又はキャリア・コンサルティングを受けさせるために休暇を与えた場合の助成（原則150日分限度）

- ・ 事業主が負担した入学科、受講料等の1/4（中小企業1/3）
- ・ 休暇期間中に支払った賃金の1/4（中小企業1/3）

③長期教育訓練休暇制度導入奨励金

連続1ヶ月以上の長期教育訓練休暇制度または5年以下の期間に1回以上の休暇（連続2週間以上）を与える制度を導入し、計画に基づき、その従業員に当該休暇を付与した場合の助成

- ・ 連続1ヶ月以上の休暇制度の導入に対して、30万円
- ・ 5年以下の期間に1回以上の休暇（連続2週間以上）を与える制度の導入に対して、15万円
- ・ 休暇取得者1人につき5万円（20人分を限度）

④職業能力評価推進給付金

計画に基づき、その従業員に、一定の資格試験等を受けさせた場合の助成

- ・ 受検料等の経費及び受検に要した期間中に支払った賃金の3/4（一人当たり年間10万円を限度）

⑤キャリア・コンサルティング推進給付金

計画に基づき、その従業員に、一定のキャリア・コンサルティングを受けさせる仕組みを導入した場合の助成

- ・ 導入初年度における外部機関への委託費等の1/2（一事業所当たり上限額25万円）

※ 支給機関は、独立行政法人雇用・能力開発機構。

認定職業訓練について

1 職業訓練の認定

事業主等の行う職業訓練のうち、教科、訓練期間、設備等について厚生労働省令で定める基準に適合して行われているものは、申請により訓練基準に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができ、この認定を受けた職業訓練を認定職業訓練という。（法的根拠 職業能力開発促進法第13条、第24条）

2 認定職業訓練施設数

認定職業訓練には、個々の事業主が単独で行うものといくつかの事業主が共同して行うものがあり、現在、全国で1,437の認定職業訓練施設がある。

3 認定職業訓練の特色

- ・ 訓練科は建築、金属・機械加工、情報処理、和洋裁、調理等
- ・ 訓練生数は全国で約220,000人
- ・ 中小企業が共同で訓練施設を運営している場合が多い（7割）

4 認定職業訓練に対する助成

名	称	助成対象者	助成の要件等	助成者及び助成率
認定訓練助成事業費補助金	運営費	中小企業事業主又はその団体若しくはその連合団体	中小企業事業主が単独又は共同して行う認定職業訓練（長期間課程及び短期間課程）の運営に要する経費	国 1/3 都道府県 1/3
	施設・設備費	都道府県、市町村、職業訓練法人（中小企業事業主の団体に限る（施設費））等	中小企業事業主の団体等が行う認定職業訓練のための職業訓練共同施設の設置及び職業訓練共同設備の設置又は整備に要する経費	都道府県が設置する場合 国 1/3 市町村、職業訓練法人が設置する場合 国 1/3 都道府県 1/3
広域団体認定訓練助成金	運営費	中小企業事業主の団体（構成員が2以上の都道府県にわたるもの）又はその連合団体	中小企業事業主団体又はその連合団体が共同して行う認定訓練（長期間課程及び短期間課程）の運営に要する経費	全国団体（2万人日以上）の訓練 国 2/3 広域団体（全国団体以外） 国 1/2

教育訓練給付制度の概要

1 制度の趣旨について

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するものであること。(制度創設：平成10年12月1日)

2 給付の内容について

(1) 給付対象事由

被保険者又は被保険者であった者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に支給すること。

(注) 対象となる被保険者等については、通算した被保険者であった期間が3年以上であること。

(2) 給付額

労働者が負担した費用の4割(上限額20万円)に相当する額

(注) 被保険者期間が5年以上の場合。

被保険者期間が3年以上5年未満の者については、2割(上限10万円)。

(3) 支給実績

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
支給件数	約15万人	約27万人	約28万人	約38万人	(予算額)	(予算額)
支給金額	約132億円	約271億円	約396億円	約684億円	約304億円	約795億円

3 講座指定基準の概要について

(1) 講座の指定について

次の主な指定基準に該当する教育訓練について厚生労働大臣が予め指定するものであること。

- ① 労働者の職業能力の開発及び向上に資する職業に関する教育訓練であって、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な教育訓練と認められるものであること。
- ② 教育訓練の課程が適切に編成され、当該教育訓練の期間及び時間が、当該教育訓練を適正に実施するために通常必要なものと認められるものであること。

(2) 指定状況

指定講座数 14,368講座 (平成16年4月1日現在)